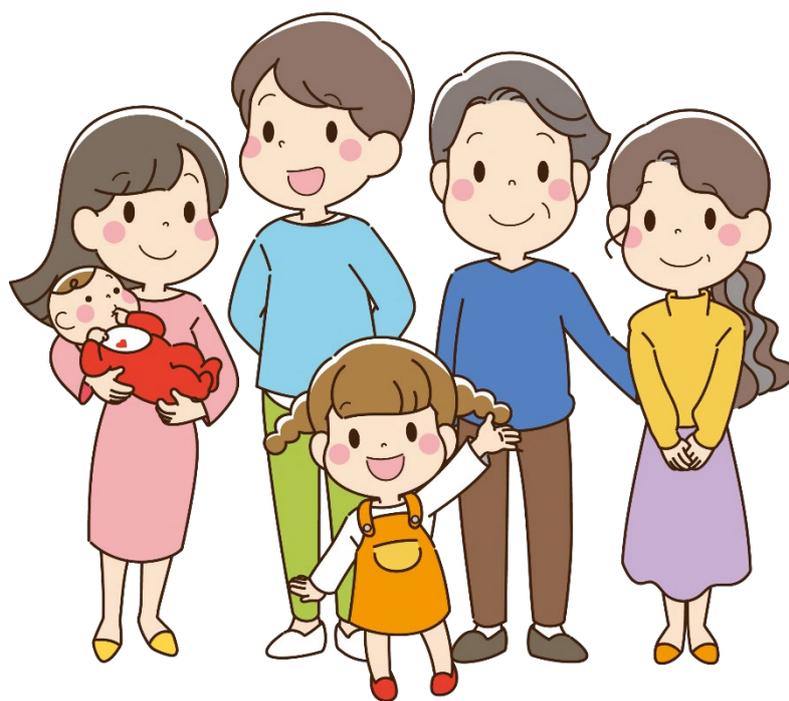


第3期
羅臼町子ども・子育て支援事業計画
【概要版】



令和7年3月

羅臼町

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、我が国の子ども・子育て支援は新制度に移行することになりました。

その後、令和5年4月にはこども家庭庁が設置されるとともに、こどもを権利の主体として位置付け、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられており、本町においては令和2年度から令和6年度までを計画期間として「第2期羅臼町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実に向けた取組を進めてきました。

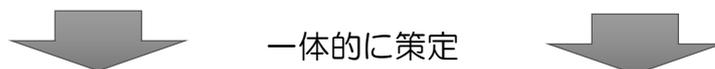
「第2期羅臼町子ども・子育て支援事業計画」は令和6年度に終期を迎えることから、制度改正や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映した「第3期羅臼町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

「第3期羅臼町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、「次世代育成支援対策推進法」第8条における「市町村行動計画」を一体的に策定することとします。

また、この計画は「羅臼町総合計画」を最上位計画とし、町の福祉関係計画等と整合を図ります。

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)	次世代育成支援市町村行動計画 (策定義務なし)
性格特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「羅臼町総合計画」の子ども・子育て支援に係る分野別計画



第3期羅臼町子ども・子育て支援事業計画

3. 計画期間

第3期羅臼町子ども・子育て支援事業計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、社会状況の変化や関連制度・法令の改正、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 町の子ども・子育てを取り巻く現状

1. 人口・世帯等の現状

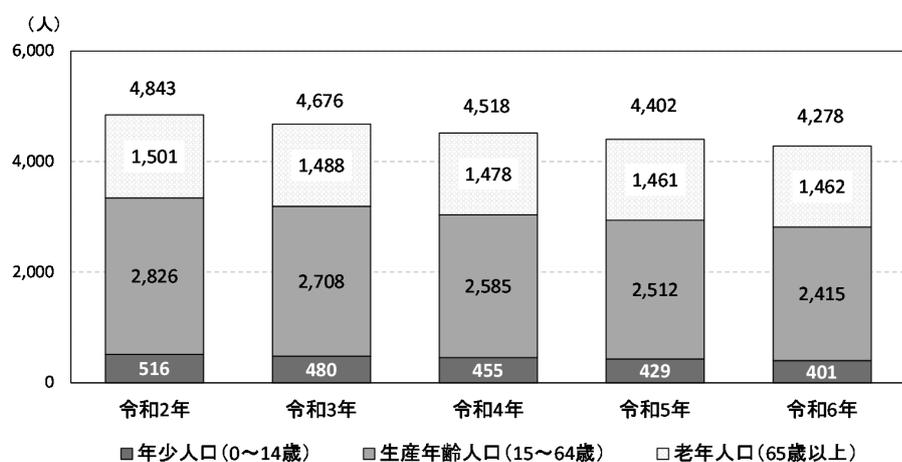
(1) 人口の推移

本町の人口は令和2年以降は減少傾向で推移しており、令和6年は4,278人で令和2年から565人（11.7%）減少しています。

年齢3区分別の人口でも、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）だけでなく老年人口（65歳以上）も減少傾向で推移しています。

年齢3区分別の人口割合をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合は微減、老年人口（65歳以上）は増加で推移しています。

■年齢3区分別人口の推移

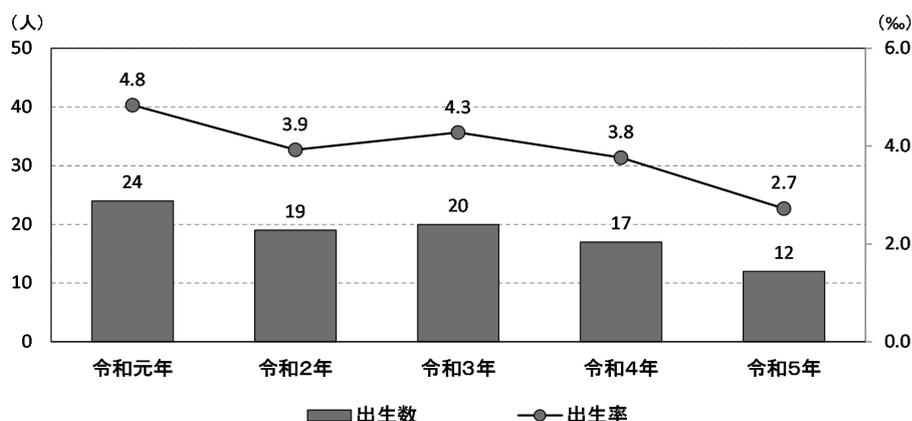


出典：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 出生数・出生率の推移

本町の出生数は令和元年の24人から減少傾向で推移しており、令和5年は12人と半減しています。出生率（人口千人あたりの出生数）でも、令和元年の4.8‰から減少傾向が続いています。

■出生数・出生率の推移



※出生率は人口千人対の出生数（単位は‰（パーミル））

出典：令和元年/住民基本台帳、令和2年以降/住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

第8期羅臼町総合計画では、将来のテーマを「人・まち・自然いきいき未来創造」とし、人口減少や基幹産業である漁業の低迷による将来を見据え、“選択と集中”のサービス提供を行ってきました。協働のまちづくりを基本方針に、自助・共助・公助の考え方でまちづくりを進めていくこととしています。

第2期計画に引き続き、本計画においても総合計画の理念に従って、自然豊かな本町で地域の方々に見守られ、支えられ、親子が育ち、育てられる支援体制を整備していくために基本理念を下記のとおり定めます。

**人・まち・自然いきいきの
地域に見守られ、親と子が健やかに育つまち**

2. 基本方針

(1) 子どもの権利を守るとともに最善の利益を図る

子どもは保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体です。

子どもの権利を保障し、子どもの今とこれからのための最善の利益を図るため、子どもの自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しします。

また、成育環境等によって差別的取り扱いを受けることのないよう、虐待、いじめ、暴力等から子どもを守り救済します。

(2) ライフステージに応じて切れ目のない支援を提供する

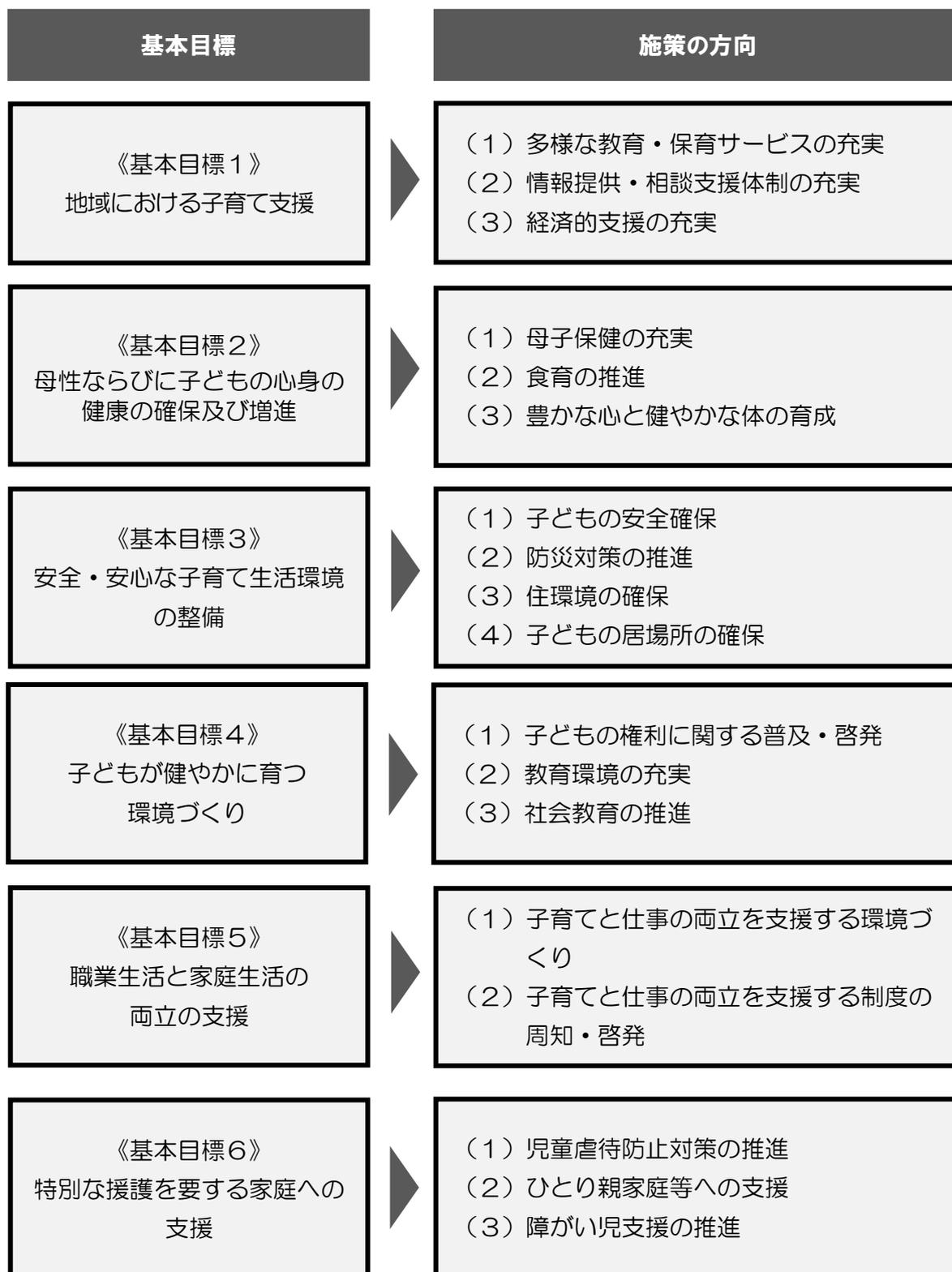
子どもの状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを、社会全体で切れ目なく支えます。

(3) 貧困と格差の解消を図り、全ての子どもが幸せな状態で成長できるようにする

愛着を土台として、全ての子どもが相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所をもち、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し自分らしく社会生活を営むことができるよう取組を推進します。

また、困難な状況にある子どもや家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行います。

3. 施策の体系



第4章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定及び2号認定（教育・保育施設／3歳以上）

【単位：人】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	54	49	40	35	30
1号認定	26	24	19	17	14
2号認定	28	25	21	18	16
確保方策	100	100	100	100	100
幼稚園	70	70	70	70	70
幼稚園＋預かり保育	30	30	30	30	30

《確保方策》

3歳以上の未就学児童（1号認定及び2号認定）は「羅臼幼稚園」及び「春松幼稚園」での受け入れを確保方策とし、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

現在2園ある幼稚園は令和8年度に統合することとなっていますが、統合後も量の見込みを受け入れられる提供体制を確保します。

(2) 3号認定（保育施設／3歳未満）

【単位：人】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	7	8	8	8
2歳	6	3	4	4	4
1歳	2	2	2	2	2
0歳	2	2	2	2	2
確保方策	11	11	11	11	11
2歳	6	6	6	6	6
1歳	3	3	3	3	3
0歳	2	2	2	2	2

《確保方策》

3歳未満の保育を必要とする児童（3号認定）は「小規模保育事業ちゅーりっぷ保育園」での受け入れを確保方策とし、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業	事業概要	確保の方策
①利用者支援事業	子育て支援事業等の情報提供や、相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業。	子育て世代包括支援センターでこども家庭センター型（従来の母子保健型）の利用者支援事業を継続します。また、令和7年度から伴走型相談支援事業により妊婦等包括相談支援事業型の利用者支援事業を実施します。
②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育ての相談・情報提供等を行う事業。	羅臼町子育て支援センター「ありんこ」の運営により量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。
③妊婦健康診査事業	妊婦を対象に、健康診査に係る費用の一部を助成する事業。	現在の人員体制により量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。
④乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援の情報提供や養育環境等の把握を行う事業。	現在の人員体制により量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。
⑤養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行う事業。	現在の人員体制により量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。
⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）	保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが困難な児童について、児童養護施設等で一時的な保護を行う事業。	当事業を必要とする保護者が出てきた場合には、近隣で当事業を実施している自治体との調整を行うなどの対応を検討します。
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、援助を希望する者と援助を行う者との相互援助活動を行う事業。	当事業を実施しておらず、計画期間内において当事業の利用ニーズはないと見込んでいます。
⑧一時預かり事業	主に昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所等において一時的に預かり保育を行う事業。	現状の体制を維持することで量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。
⑨延長保育事業	通常の利用日・利用時間以外の日及び時間において保育を実施する事業。	本町では当事業を実施しておらず、計画期間内において当事業の利用ニーズはないと見込んでいます。
⑩病児保育事業	疾病にかかっている場合や回復期にある児童を保育所、認定こども園、病院等で一時的に保育を行う事業。	当町においては病児保育事業の実施は困難な状況にあることから、近隣で本事業を実施している自治体との調整を行うなどの対応を検討します。
⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校児童を対象に、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業。	羅臼小学校・春松小学校にて当事業を実施し、量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。
⑫子育て世帯訪問支援事業【新規】	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	当事業に関して量の見込みは設定せず、支援を必要とする家庭があった場合に相談支援を行うとともに、必要に応じて適切な支援機関へつなぐこととします。
⑬児童育成支援拠点事業【新規】	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。	当事業に関して量の見込みは設定せず、居場所を必要とする児童を把握した場合にはその状況に応じた支援を行うこととします。

事業	事業概要	確保の方策
⑭親子関係形成支援事業【新規】	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。	当事業に関して量の見込みは設定せず、支援を必要とする家庭があった場合に相談支援を行うとともに、必要に応じて適切な支援機関へつなぐこととします。
⑮妊婦等包括相談支援事業【新規】	妊娠期から出産・子育て期まで、面談等を通じて出産・育児等の相談やそれぞれに応じた情報提供を行い、必要な支援につなげます。	保健師が妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じられる体制を維持し、伴走型の相談支援を行います。
⑯乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】	現在の「子どものための教育・保育給付」とは別に、親が就労していない場合でも保育園や認定こども園・幼稚園などで、時間単位でこどもを預けられるようにする制度です。	令和7年度に当事業の方向性の検討及び事業実施準備を進め、令和8年度から当事業を開始する予定です。
⑰産後ケア事業【新規】	産後退院後から産後11か月までの間に、助産師による授乳方法や心身のケア、育児のサポートなど幅広い支援を行います。	町外の医療機関等への委託により産後ケア事業の提供体制を確保し、産後の体調不良や育児不安のある方を支援します。

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制

子育て支援に関する施策は福祉、保健・医療、教育、雇用、生活環境など幅広い分野にわたっているため、推進にあたっては、庁内関連部局の連携を一層強化するとともに、国・道などの関係機関とも密接な連携・協力体制を整え、一体となって施策の展開を図ります。

(2) 羅臼町子ども・子育て会議

羅臼町子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援事業計画策定にあたり諮問機関として位置付けられています。計画の推進にあたっては、総合的かつ計画的な推進に関することが規定されていることから、毎年目標事業量の達成状況などを把握、PDCAサイクルを確実に回り、計画達成へ向けた必要な意見や助言を行います。

(3) 地域の組織と連携

地域社会は、子どもが地域の一員として社会との関わりをもっていくための身近な社会参加の場といえます。そのため、町内会、主任児童委員、民生児童委員、保健関係者、教育関係団体、ボランティアや関係団体などが協力して地域での子育て支援を推進します。

第3期 羅臼町子ども・子育て支援事業計画【概要版】

《令和7年度～令和11年度》

発行：令和7年3月 企画・編集：羅臼町 保健福祉課